

平成23年7月4日
交 通 局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 乗務中の死亡事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	47	男性	戒告

イ 管理監督者

副参事 文書注意

(2) 事故の概要

平成22年4月7日、事故者は、都営バスを運転中、都内の交差点において安全確認不十分のまま左折進行し、横断歩道を横断中の歩行者をれき過し、死亡させた。

2 乗務中の規程違反

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	42	男性	戒告

イ 管理監督者

参事 口頭注意

(2) 事故の概要

平成22年12月2日、事故者は、携帯ゲーム機を携行したまま都営バスに乗務し、始発のバス停で停車待機中に取り出して操作を行った。

3 酒気帯び出勤

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

事故発生日	職層	年齢	性別	内容
平成23年 2月18日	主事	44	男性	戒告
平成23年 3月7日	主事	45	男性	戒告

(2) 事故の概要

事故者は、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際に呼気中に内規の基準を超えるアルコール反応が検知されて、乗務禁止措置を受けた。

4 公務外の交通違反

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	54	男性	減給60分の1 1月

(2) 事故の概要

平成22年10月17日、事故者は、自家用車を運転中、岩手県内の一般道において、制限速度50km/hのところを120km/hで走行し、70km/h速度超過した。